

沿岸広域振興局長告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年9月16日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉里吉里釜石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町安渡二丁目35番地先から三丁目515番1地先まで	新	A 32.9～15.0 m	m 591.5
上閉伊郡大槌町港町53番8地先から81番1地先まで		B 15.9～11.5	437.1
上閉伊郡大槌町安渡二丁目35番地先から三丁目515番1地先まで	旧	A 32.9～15.0	591.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成28年9月16日から同年10月17日まで